

総務課

〔公印省略〕

5 大木総第 330 号
令和 6 年 3 月 21 日

自主防災会長（区長） 各位

大木町長 広松 栄治
(総務課)

大木町防災行政無線戸別受信機貸与（変更）申請書の提出について（依頼）

春分の候、ますます御健勝のことと御喜び申し上げます。

日頃から防災行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜りお礼申し上げます。

町では、自主防災会長及び区長の皆様へ戸別受信機（防災ラジオ）を無償で貸与し、災害時の緊急情報を迅速に伝達する手段として運用しています。

新たに自主防災会長及び区長となられる方に「戸別受信機（防災ラジオ）」と「使用の手引き」について引き継ぎをお願いしますとともに、新しく自主防災会長及び区長となられた方から「受信機貸与（変更）申請書」を総務課へ提出いただくようお願いいたします。

なお、災害時等の自主防災会の活動強化を図るうえで、希望のあった自主防災会（会長以外）に5台までとして無償で貸与しております。

この件についても自主防災会役員の交代がございましたら、新役員の方へ旧役員の方から戸別受信機の引渡しをお願いします。（自主防災会あての受信機貸与としておりましたので、「受信機貸与（変更）申請書」の提出は不要です。）

問合せ先

総務課 消防防災チーム

電話番号 09444-32-1035（直通）

提出用（総務課）

様式第2号（第11条関係）

大木町防災行政無線戸別受信機貸与（変更）申請書

令和 年 月 日

大木町長 殿

住 所 大木町大字

申 請 者 氏 名

電話番号

戸別受信機の貸与（変更）を希望するので、申請します。
なお、使用に当たっては、下記保管条件を遵守します。

記

戸別受信機保管条件

- （1） 受信機は常に良好な状態で維持管理します。
- （2） 受信機は他人に譲渡し、転貸し、及び担保に供しません。
- （3） 受信機に異常を発見したときは、直ちに状況を届け出ます。
- （4） 転出等により、必要としなくなったときは、速やかに返却します。

戸別受信機の設置場所 （役職名又は施設名）	（ ） 区長
※ 戸別受信機番号	No.
備 考	

※欄は記入しないでください。

※前区長より戸別受信機の引き継ぎを受けた後、ご提出ください。